

明治三十五年三月三十一日
第三號 官報 第三號

官報

号外

昭和二十七年十二月二十二日

○第十五回 参議院會議錄第十四号

昭和二十七年十二月二十二日(月曜日)
午前十時三十五分開議

議事日程 第十三号

昭和二十七年十二月二十二日

午前十時開議

- 第一 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第二 てん菜生産振興臨時措置法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第四 船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 外航船舶建造融資利子補給法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第六 中小漁業融資保証法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第七 日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) (委員長報告)

- 第八 元軍人恩給復活に関する請願(四十一件) (委員長報告)
- 第九 元軍人未亡人に扶助料支給に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇 北海道上士幌村の開港等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 大阪外国語大学に産業貿易研究室設置の請願(二件) (委員長報告)
- 第一二 教育委員会設置経費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)
- 第一三 図書館および公民館建築費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)
- 第一四 学校保健に関する単独立法等に関する請願 (委員長報告)
- 第一五 大阪外国語大学インド語学科にヒンディー語講座増設の請願 (委員長報告)
- 第一六 六・三制学校校舍整備費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)
- 第一七 高等学校校定時制教育振興に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 大学の美術関係講座経費に関する請願 (委員長報告)

- 第一九 義務教育費全額国庫負担等に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇 高等学校校定時制教育振興法制定に関する請願(四件) (委員長報告)
- 第二一 高等学校校定時制分校設備費助成に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第二二 高等学校校定時制分校校舍建築費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 産業教育振興法による国庫補助増額の請願 (委員長報告)
- 第二四 幼稚園教員待遇改善に関する請願 (委員長報告)
- 第二五 高等学校校定時制教員給国庫補助法復活に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 高等学校校定時制分校校舍建築費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第二七 高等学校校定時制課程のモデルスクール設置に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 高等学校校定時制分校に産業教育振興法による設備充実優先の請願 (委員長報告)

- 第二九 六・三制学校老朽校舍改善費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 市町村教育委員会設置費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 雙葉教諭二級普通免許状下付に関する請願 (委員長報告)
- 第三二 学校給食に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第三三 福島大学附属学校経費増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 電気工事従事者の技能検定制制定に関する請願 (委員長報告)
- 第三五 座金対策確立に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 中小企業金融対策に関する請願 (委員長報告)
- 第三七 中小企業者に対する金融対策に関する請願 (委員長報告)
- 第三八 島根県江津町元大阪陸軍造兵しよう石見製造所再開に関する請願 (委員長報告)
- 第三九 吉井川下流改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第四〇 小滝川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第四一 治水対策促進に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 継続土木事業等の継続費設定等に関する請願 (委員長報告)

- 第四三 東北地方の河川改修工事費等国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第四四 宮城県名取、七北田阿河川の改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第四五 北上川上流改修工事費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)
- 第四六 岡山県吉井川下流改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第四七 京都府由良川治水工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第四八 砂防事業費国庫補助増額に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第四九 岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第五〇 岡山県新川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第五一 岡山県竹部川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第五二 岡山県五石川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第五三 岡山県滝谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第五四 岡山県島木川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第五五 岡山県清迫川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

昭和二十七年十二月二十二日 参議院會議錄第十四号

昭和二十七年十二月二十二日 参議院會議第十四号

一七八

- 第五六 岡山県九倉川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第五七 岡山県舟木川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第五八 岡山県鳩岡川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第五九 岡山県砂川、血吸川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六〇 岡山県馬乗川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六一 岡山県尾原川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六二 岡山県興法地川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六三 岡山県雄神川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六四 岡山県原口川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六五 岡山県大谷川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六六 岡山県関川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六七 岡山県庄原川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六八 岡山県首尾川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六九 岡山県新城川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七〇 岡山県舟石川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七一 岡山県矢谷川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七二 岡山県美甘村黒田地内けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七三 岡山県中和村一の茅地内けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七四 岡山県東谷川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七五 岡山県横並川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 岡山県中田川けい流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七七 東北地方地すべり対策費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第七八 岡山県鴨方川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七九 新潟県東頸城郡の地すべり対策推進に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇 魚野川砂防施設完備等に関する請願 (委員長報告)
- 第八一 災害復旧促進に関する請願 (委員長報告)
- 第八二 災害土木工事の早期完成に関する請願 (委員長報告)
- 第八三 東北地方の道路、橋補修費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第八四 国道四号線改修工事等促進に関する請願 (委員長報告)
- 第八五 道路費予算増額に関する請願 (委員長報告)
- 第八六 北海道空井江町、浦臼村間準地方費道の石狩川架橋に関する請願 (委員長報告)
- 第八七 道路、橋の補修費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第八八 喰丸田島線道路等改修工事施行に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第八九 広島県井原、郷野両村間道路改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 滋賀県八日市町、三重県四日市市間道路建設に関する請願 (委員長報告)
- 第九一 岩手県綾織村日影橋等架替に関する請願 (委員長報告)
- 第九二 国道四号線中一関市、水沢町間補装工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九三 県道談早鹿島線整備拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第九四 元軍人恩給復活に関する陳情(五件) (委員長報告)
- 九五 開拓地の予備陳演習地利用に関する陳情 (委員長報告)
- 九六 宝蔵工業大学校舎復旧促進に関する陳情 (委員長報告)
- 九七 六・三制学校施設整備に関する陳情 (委員長報告)
- 九八 産業教育振興法に基く国庫補助増額の陳情 (委員長報告)
- 九九 小学校給食費全額国庫負担に関する陳情 (委員長報告)
- 一〇〇 国立大学附属学校経費増額等に関する陳情 (委員長報告)
- 一〇一 六・三制学校施設整備に関する陳情 (委員長報告)
- 一〇二 同和教育推進に関する陳情 (委員長報告)
- 一〇三 青少年問題に関する陳情 (委員長報告)
- 一〇四 鹿児島県金鉱山助成に関する陳情 (委員長報告)
- 一〇五 電気設備工事費負担に関する陳情 (委員長報告)
- 一〇六 中小企業者に対する年末金融対策の陳情(二件) (委員長報告)
- 一〇七 岡山県国府村油杉地内砂防ダム工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第一〇八 岡山県横原川けい流砂防工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第一〇九 京都府由良川改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一〇 災害復旧事業促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一一 高知県仁淀川修築工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一二 伊勢志摩国立公園長岡鏡浦海岸バス道路改良工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一三 伊勢志摩国立公園五ヶ所、浜島町間車道改良工事等施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一四 伊勢志摩国立公園内府県道宇治山田五ヶ所線改良工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一五 指定国道四日市八日市線改良工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一六 国道十八号線改良工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一七 国道一号線改良工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一八 道路補修費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第一一九 積雪寒冷地帯の道路改良費等国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第一二〇 砂利道補修費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

第二二 都市計画促進に関する陳情 (委員長報告)

第二二三 工業用水建設に関する陳情 (委員長報告)

第二二四 大阪市の公営住宅建設に関する陳情 (委員長報告)

第二二五 給与住宅建設促進に関する陳情 (委員長報告)

第二二六 産業労働者住宅建設資金融資に関する陳情 (委員長報告)

〇議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 菊川 孝夫君

農林委員 千葉 恒君

運輸委員 高木 正夫君

郵政委員 三橋八次郎君

電気通信委員 新谷寅三郎君

建設委員 三輪 貞治君

決算委員 菊川 孝夫君

議院運営委員 小酒井義男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 三輪 貞治君

農林委員 三橋八次郎君

運輸委員 新谷寅三郎君

決に關する陳情外二十七件の陳情は、決算委員 菊川 孝夫君、小酒井義男君、議院運営委員 菊川 孝夫君、同日農林委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 三橋八次郎君 (三橋八次郎君の補欠)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を大蔵委員会に付託した。

国際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案修正議決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

中小漁業融資保証法案可決報告書

てん菜生産振興臨時措置法案可決報告書

外航船舶建造融資利子補給法案可決報告書

通商産業委員会請願審査報告書第一号

同日特別報告第一号

通商産業委員会陳情審査報告書第一号

同日議長において採択することを議決した名古屋市中に労災病院設置の請願外八十四件の請願および電産争議早期解決。

決に關する陳情外二十七件の陳情は、決算委員 菊川 孝夫君、小酒井義男君、議院運営委員 菊川 孝夫君、同日農林委員会において当選した理事は左の通りである。

同日議長は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

母子福祉資金の貸付等に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

母子福祉資金の貸付等に関する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

同日議長において採択することを議決した名古屋市中に労災病院設置の請願外八十四件の請願および電産争議早期解決。

同日議長において採択することを議決した名古屋市中に労災病院設置の請願外八十四件の請願および電産争議早期解決。

同日議長において採択することを議決した名古屋市中に労災病院設置の請願外八十四件の請願および電産争議早期解決。

同日議長において採択することを議決した名古屋市中に労災病院設置の請願外八十四件の請願および電産争議早期解決。

同日議長において採択することを議決した名古屋市中に労災病院設置の請願外八十四件の請願および電産争議早期解決。

内閣総理大臣 村田八千穂君

同日内閣総理大臣から、内閣総理大臣官房賞賜部長村田八千穂君を第十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一昨二十日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

渾田準作地域農業改良促進法案

農林漁業金融公庫法案

農山漁村電気導入促進法案

農林委員会に付託

オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

水産委員会に付託

保安庁法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案

通商産業委員会に付託

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

電気通信委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤大蔵次郎君外五名提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

船員保険法の一部を改正する法律案可決報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案可決報告書

建設委員会請願審査報告書第一号

特別報告第一号

建設委員会陳情審査報告書第一号

特別報告第一号

内閣委員会請願審査報告書第一号

特別報告第一号

内閣委員会陳情審査報告書第一号

特別報告第一号

文部委員会請願審査報告書第一号

特別報告第一号

文部委員会陳情審査報告書第一号

特別報告第一号

同日内閣から、衆議院議員竹尾式君及び参議院議員團伊能君を国立近代美術館評議員に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛同院は同院法規委員会委員川野芳満君辞任につきその補欠として花村四郎君を委員に選任した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

昭和二十七年十二月二十二日 参議院會議第十四号 会 議 町村の警察維持に関する責任転移の特例に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、町村の警察維持に関する責任転移の特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長油井賢太郎君。

審査報告書

町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案 右多数をもって別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年十二月十九日

地方行政委員長 油井賢太郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

西郷吉之助

石村 幸作

宮田 重文

高橋進太郎

岡本 愛祐

岩男 仁蔵

哲二

「昭和二十七年五月二十一日から昭和二十七年十二月二十日まで」を「昭和二十七年五月二十一日から昭和二十七年十月三十一日まで」に、「昭和二十七年十二月二十日まで」に国家公安委員会を経て」を「昭和二

十七年十二月二十五日まで」に国家公安委員会を経て」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例について規定するもので、即ち昭和二十七年五月二十一日から十二月二十日までには警察法第四十条の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長が議会の承認を得て警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げた旨を昭和二十七年十二月二十日まで

に国家公安委員会を経て、十二月三十一日までには内閣総理大臣の承認を得たものについては、警察法第四十条の三第八項の規定にかかわらず、昭和二十八年一月一日に警察維持に関する責任の転移が行われることを主たる内容とするものであるが、本委員会においては概ねこれを妥当のものと認めたが別紙の如く期日を変更して修正した。

二、事件の利害得失

本措置によつて、町村の警察維持に関する責任転移の時期を繰り上げることができる。

三、費用

本法の施行による所要経費は、本年度予算の範囲内において賄える。

町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案 右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年十二月十五日

衆議院議長 大野 伴睦

参議院議長佐藤尚武殿

町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案

昭和二十七年五月二十一日から昭和二十七年十二月二十日までには警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十条の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げた旨を昭和二十七年十二月二十日までには国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年十二月三十一日までにはその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同条第八項の規定にかかわらず、昭和二十八年一月一日に行われるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律(昭和二十七年法律第四十三号)は、廃止する。

〔油井賢太郎君登壇、拍手〕

○油井賢太郎君 只今議題となりました町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案について、法案の内容及び地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、昨年行われました警察法の一部改正により、警察を維持する町村は住民投票によつて警察を維持しないことができる途が開かれました。即ち、警察法第四十条の三第八項によりますと、毎年十月三十一日までには当該町村の警察を維持しないことに決定した旨の報告が内閣総理大臣に呈送され、翌年四月一日に警察維持の転移が行われるわけでありましたが、先に第十三国会において、町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律(昭和二十七年法律第四十三号)が成立いたしました。昨年十一月以降本年五月二十日までには警察を維持しないことに決定を見ましたものについては、責任転移の時期を本年六月一日に繰上げられることに相成りました。その後、即ち五月二十一日以降、警察を維持しないことに決定して、その旨の報告のありました町村は、現在全国で約六十に達し、又すでに住民投票を行うことを議決し、近く住民投票が行われる町村も若干見込まれるのであります。そこで、前に申し上げました第十三国会における立法の先例に倣い、これらの町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例を定めるための本法案が今回衆議院より提出された次第であります。

法案の内容は、本年五月二十一日から同じく十二月二十日までには警察を維持しないことに決定した旨の内閣総理大臣宛報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げた旨を同十二月二十日までには国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同十二月三十一日までにはその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、翌年四月一日を待たず、明年一月一日に行われること、及び本法案と同名の現行法律を廃止することが主要点であります。

地方行政委員会におきましては、十二月十六日、提案者を代表する衆議院議員鈴木直人君より提案理由の説明を聴取し、その後、提案者並びに政府委員との間に質疑応答を重ねて法案の審査を行いました。以下質疑応答の主なものを一、二御紹介いたします。警察法の規定によれば、「住民投票によつて警察を維持しないことができ、又、警察を維持しないこととした後、再び警察を維持することができる。」のにかかわらず、本法案において警察を維持しないという場合に対してのみ、特例まで設けてこれを促進する理由如何との質疑に対しては、提案者側より、「本法案の対象となる町村の

多数から、町村財政負担の軽減を主たる理由とし、国会に対して、責任転移の時期について特例を設ける立法方の請願又は陳情も出ているので、世論はこれを希望していると認めたのである」との答弁がありました。本法案に対して政府側はどうか考えているかとの質問に對しましては、政府委員より、「財政上の見地から言へば、本年度内は既定の予算の範囲内でやりくりが付く見込であるから、政府側としては本法案の成立に異存はない」旨の答弁がありました。その他熱心な質疑がありました。詳細は速記録を御覧願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、十二月十九日討論に入りましたところ、自由党の宮田重文君より修正案が提出されました。修正の第一点は、昭和二十七年十一月以降において警察を維持しないことを決定した旨の報告のあつた町村については、警察維持の責任転移の時期の繰上げを認めないというのであります。第二点は、警察維持に関する責任の転移の時期を繰上げたい旨の内閣総理大臣宛申請の期限である「昭和二十七年十二月二十日までに」を「昭和二十七年十二月二十五日までに」に改めることとあります。その詳細はお手許に配付の印刷物によつて御承知願います。

かくて採決の結果、右に述べました修正案及び修正部分を除く原案につきまして、それ／＼多数を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は報告は修正議決報告でございす。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

おける農業経営の合理化を推進するとともに、国内における砂糖の供給量の増大を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「てん菜」とは、砂糖の製造の用に供されるてん菜をいい、「てん菜糖」とは、てん菜を原料として製造された砂糖をいう。

(てん菜生産振興計画)

第三条 省令で定める数量以上のてん菜を生産する道府県の知事は、省令の定めるところにより、当該道府県におけるてん菜生産振興計画を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。

2 てん菜生産計画には、左に掲げる計画を含むものとする。

一 てん菜の生産計画

二 てん菜の優良種子の生産及び普及計画

三 てん菜の生産改善及びてん菜を導入した農業経営の合理化に関する計画

3 国は、毎年度、予算の範囲において、第一項の道府県に対し、同項の規定により農林大臣の承認を受けたてん菜生産振興計画を実施するために必要な経費の一部を補助する。

(買入)

第四条 政府は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、てん菜糖の製造を業とする者(以下「製造業者」という。)からてん菜糖の買入をすることができるとする。

けるてん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に関する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の買入の価格は、生産者の十月末日までに告示する。

(報告の聴取等)

第七条 農林大臣は、前条第一項の規定により買入の価格を定めるため必要があるときは、製造業者に對し、業務及び財産の状況に關し、必要な報告を求め、又はその職員に製造業者の製造場、事務所、事業場又は倉庫に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林大臣の指示)

第八条 農林大臣は、製造業者に對し、てん菜の買入その他生産者との取引についての条件及びその買入の方法並びにてん菜糖の製造及び貯蔵に關し必要な指示をすることができるとする。

るときは、省令の定めるところにより、てん菜糖の製造を業とする者(以下「製造業者」という。)からてん菜糖の買入をすることができるとする。

2 農林大臣は、前項の買入を行うてん菜糖の原料となるてん菜の生産される年(以下「生産年」という。)の四月末日までに、前項の買入を行う旨を告示しなければならない。

第五条 前条第一項の規定により政府が買入れるてん菜糖は、当該生産年において農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らない価格で生産者から買入れたてん菜を原料として製造されたものであつて政令で定めるものに限る。

2 前項の最低生産者価格は、政令で定めるところにより算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参しよくして定める。

3 第一項の最低生産者価格は、生産年の四月末日までに告示する。

4 第一項の最低生産者価格は、経済事情の変動が著しい場合には、これを改定することができる。

5 農林大臣は、前項の改定を行つたときは、遅滞なく告示しなければならない。

(買入の価格)

第六条 第四条第一項の規定による政府の買入の価格は、生産年におけるてん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に関する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の買入の価格は、生産者の十月末日までに告示する。

(報告の聴取等)

第七条 農林大臣は、前条第一項の規定により買入の価格を定めるため必要があるときは、製造業者に對し、業務及び財産の状況に關し、必要な報告を求め、又はその職員に製造業者の製造場、事務所、事業場又は倉庫に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林大臣の指示)

第八条 農林大臣は、製造業者に對し、てん菜の買入その他生産者との取引についての条件及びその買入の方法並びにてん菜糖の製造及び貯蔵に關し必要な指示をすることができるとする。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、てん菜生産振興臨時措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員長山崎恒君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

てん菜生産振興臨時措置法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年十二月十七日
衆議院議長 大野 伴睦
参議院議長 佐藤尚武殿
てん菜生産振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、てん菜の生産増進を図ることによつて、案地に

けるてん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に関する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の買入の価格は、生産者の十月末日までに告示する。

(報告の聴取等)

第七条 農林大臣は、前条第一項の規定により買入の価格を定めるため必要があるときは、製造業者に對し、業務及び財産の状況に關し、必要な報告を求め、又はその職員に製造業者の製造場、事務所、事業場又は倉庫に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林大臣の指示)

第八条 農林大臣は、製造業者に對し、てん菜の買入その他生産者との取引についての条件及びその買入の方法並びにてん菜糖の製造及び貯蔵に關し必要な指示をすることができるとする。

けるてん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に関する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の買入の価格は、生産者の十月末日までに告示する。

(報告の聴取等)

第七条 農林大臣は、前条第一項の規定により買入の価格を定めるため必要があるときは、製造業者に對し、業務及び財産の状況に關し、必要な報告を求め、又はその職員に製造業者の製造場、事務所、事業場又は倉庫に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林大臣の指示)

第八条 農林大臣は、製造業者に對し、てん菜の買入その他生産者との取引についての条件及びその買入の方法並びにてん菜糖の製造及び貯蔵に關し必要な指示をすることができるとする。

けるてん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に関する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の買入の価格は、生産者の十月末日までに告示する。

(報告の聴取等)

第七条 農林大臣は、前条第一項の規定により買入の価格を定めるため必要があるときは、製造業者に對し、業務及び財産の状況に關し、必要な報告を求め、又はその職員に製造業者の製造場、事務所、事業場又は倉庫に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林大臣の指示)

第八条 農林大臣は、製造業者に對し、てん菜の買入その他生産者との取引についての条件及びその買入の方法並びにてん菜糖の製造及び貯蔵に關し必要な指示をすることができるとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和二十七年三月三十一日限りその効力を失う。

3 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧管理ノ為ニスル食糧を食糧管理ノ為ニスル食糧(てん菜生産振興臨時措置法(昭和 年法律第 号)ニヨリ政府ノ買入レル甜菜糖ヲ含ム以下同シ)に改める。

〔山崎恒君登壇、拍手〕

○山崎恒君 只今議題となりました衆議院議員野原正勝君ほか四十一名の提出にかゝるてん菜生産振興臨時措置法案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、北海道等北方の寒地農業の開拓に及ぼすてん菜の役割の重大なるに鑑み、輸入糖価格の低落に対処して、てん菜の栽培を保護し、その生産力の発展に資する意図の下に、てん菜の生産増強を図ることによつて、寒地における農業経営の合理化を推進すると共に、国内における砂糖の自給の増大を期する目的を以て提案されたものであります。

その主なる内容を申し上げますと、第一に、一定数量以上のてん菜を生産する道府県の知事は、農林大臣の承認を受けて、その道府県におけるてん菜

生産振興計画を策定し、而してかかる振興計画の実施に必要な経費に対して国は補助金を交付してこれを助成することとなすものとあります。

第二は、政府がてん菜の生産増強を図るために特に必要と認めるときは、てん菜糖の政府買上を行い、以ててん菜の価格支持に資することとなすものとあります。第三は、農林大臣がてん菜糖の製造者に対して、てん菜の買入取引条件、買入方法、てん菜糖の製造及び貯蔵等の事項について、必要な指示を行うことができることとなすものとあります。なお本法案は昭和二十七年三月三十一日限り効力を失う限時法となつております。

委員会におきましては、提案者及び政府当局との間に、本法案を提案するに當つて政府との話し合い、特に本法実施に必要な経費及びこれが予算的措置、国内における砂糖の生産、輸入及び消費等、その需給状況並びにこれが価格、国内におけるてん菜及びてん菜糖の生産事情及び生産計画、本法による政府におけるてん菜糖の買上価格及び買上数量並びにこれが決定告示の方法、てん菜の生産費及び最低生産者価格、本法案第四条及び第八条に関連して、政府の義務、農林大臣の指示に対する違反の処置、延いて本法案立法の経緯或いはその性格、国内における甘藷糖の増産対策等、本法案の提案をめぐる諸事情及びこれが内容について

慎重な検討が加えられたのであります。が、これが経過についてここで詳述することを省略することを御了承願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、岡崎委員から、てん菜の生産改良を極力助成し、特に種子の改良普及に努めて増産を図るべきであるとの趣旨の、又加賀委員から、本法の運用に遺憾なきを期し、特にてん菜糖の政府買入の告示をできるだけ速かに行うべきであり、又過去の経緯に鑑み、てん菜と家畜との完全な結び付きによつて経営の合理化を講ずべきであるとの趣旨の、又西山委員から、てん菜糖と共に国内における甘藷糖の増産対策をも確立し、国内における砂糖の最低需量の生産を確保すべきであるとの趣旨の、更に東委員から、てん菜栽培のため有効なナリ硝石の供給を確保すべきである等の希望を付して賛成があり、統一して採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定しました。

右報告いたします。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 起立起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
日程第四、船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長森森貞治君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年十二月十八日
衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長佐藤尚武君
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の

一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第四条の次に次の一条を加える。
(在職期間、公務傷病等に関する特例)

第四条の二 軍人軍属が、海外から帰還し復員後遺滞なく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中に於いて、自己の責に帰することができない事由により負傷し又は疾

病にかかつたときは、この法律の適用については、軍人軍属が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

船員保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十七年十二月十七日
衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長佐藤尚武君
船員保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三十三条ノ九第二項但書を次のように改める。

但シ厚生大臣が失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)ニ依ル失業保険金ノ最高日額ヲ基準トシ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キテ定ムル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の第三十三条ノ九第二項但書の規定により、厚生大臣が失業保険金の最高日額を定めるまでの間は、失業保険金の額は、一日につき三百七十円をこえることができない。

〔藤森眞治君遺族、拍手〕

○藤森眞治君遺族、拍手
職傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律案並びに船員保険法の一部を改正する法律案の二案につきまして、厚生委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず職傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は衆議院提出の法案でございますが、その趣旨といたしましては、終戦後、軍人軍属が内地に帰還いたしますと、その上陸地におきまして復員手続を終了いたしましたのち、帰郷せしめていただくわけですが、その帰郷の途次、自己の責任に帰すべからざる事故によりまして死亡し又は傷病を受け、若しくは疾病にかかるような事例が起つております。かような場合には、形式的にはすでに復員が完了しておりますために、職傷病者遺族等援護法第二条のいわゆる未復員の状態を離れておりますので、同法の適用外におかれ、何らの援護を受けることができません。誠に気の毒な事情にあるのであります。内地に帰還したとはいっても、まだ郷里に帰省してはいない以上は、実質的に見て未復員の状態にあると言つても差支ないでございます。殊に全然自己の責任に帰すべからざる事由に基いて死亡傷病等の災害を受けたこれらの人々及びその遺族等が、復員手続完了という単なる形式的理由によりまして、他の一般職傷病者、職没者遺族と差別的取扱を受けることは、全く當を得ないこととございまして、本件のごとき場合にも、職傷病者遺族等援護法を拡張して援護の措置を受けしめるために、この改正法律案の提出を見るに至つた次第でございます。

厚生委員会におきましては、提案理由の説明を聴取いたしました後、慎重審議をいたし、種々熱心な質疑応答が交わされたのでございますが、その詳細は速記録に譲ることといたします。かくて討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正法律案は政府提出のものであります。現行船員保険法によりまゝと、失業保険金の日額は、被保険者の資格喪失前二ヵ月間の標準報酬日額を平均して得た額の六割といたし、その額の最高は三百七十円を超えざることを得ないことと規定されておるのであります。最近の経済情勢の推移に徴しますと、その最高額を三百七十円とするのは実情に副わぬものと思われ、これを引上げる必要が認められるのでございます。そこで、陸上の労働者を対象といたします失業保険におきましては、毎月勤労統計を基礎といたしまして労働大臣が失業保険金額表を改正し、平均給与額の上昇又は低下に応じて保険金日額を定めることとされておりますので、この際、船員保険法におきましては、失業保険金の日額の最高額につきまして、陸上の失業保険の失業保険金額表が改正された場合には、その表における保険金の日額の最高額を基準として、厚生大臣が社会保険審議会の意見を聞いて定めることといたしまして、以て被保険者の保護に遺憾なからしめようとするものであります。

厚生委員会におきましては、三回に亘り開会いたしました慎重審議をいたしたのであります。主として問題になりましたのは、今回の改正事項は、法律により規定すべきものを行政機関に委任することになり、国会の審議権を輕視することになるかと思ふがどうかという点でありまして、これに対して政府側からは、陸上における失業保険においては、労働大臣が保険金の日額を定めることになつておるので、この例にならない、被保険者の保護を迅速ならしめようとするのがその趣旨であつて、決して国会の審議権を輕視するものではないとの答弁がございまして、その他詳細は速記録によりまして御承知願ひたいと存じます。かくて討論を省略して、直ちに採決いたしました結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、外航船舶建造融資利子補給法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長(小泉秀吉君)の報告を求めます。運輸委員長小泉秀吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
外航船舶建造融資利子補給法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年十二月十七日

衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武殿

外航船舶建造融資利子補給法案
外航船舶建造融資利子補給法

(目的)

第一条 この法律は、外航船舶の建造に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給することに、より、外航船舶の建造を促進することを目的とする。

(利子補給金の支給)

第二条 政府は、日本船舶を所有することができ、外航船舶(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう洋洋区域を航行区域とする船舶で運輸省令で定める規格に適合するものをいう。)の建造を日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人たる造船事業者に請け負わせる場合において、政令で定める範囲の金融機関がその資金を融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を当該金融機関と結ぶことができる。

(利子補給金の支給の年限)

第三条 前条の規定による契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該契約をし

た会計年度以降入箇年度以内とする。

(利子補給金の総額)

第四条 政府は、第二条の規定による契約を締結する場合には、利子補給金の総額が国会の議決を経た金額をこえることとならないようにしなければならない。

(利子補給金の限度)

第五条 第二条の規定による契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該契約に係る融資が最初になされた日から、当該船舶が造船事業から注文者に引き渡された日以後二箇月までになされた融資の融資残高について、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率と年七分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示で定める利率で計算する額を限度とする。

2 前項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、当該契約で定める当該船舶の予定しゆん工日以後の融資残高が、融資総額を当該船舶の予定しゆん工日以後五年間半年賦均等償還の条件で償還するものとした場合における計算上の融資残高をこえるときは、その計算上の融資残高を前項の融資残高とする。

(融資利率)

第六条 政府と金融機関との間に第二条に規定する契約が成立したと

きは、当該金融機関は、当該契約に係る融資の融資残高（前条第一項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、同条第二項の規定により同項の計算上の融資残高を融資残高とするときは、その額）についての利率を、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率から政府が支給する利子補給金の額を基礎として算出した利率だけ引き下げたものとしなければならない。

(配当の制限の勧告)

第七条 運輸大臣は、必要があると認めるときは、第二条の規定による契約に係る融資を受けている者に対し、利益の配当の制限について勧告することができる。

(貸借対照表等の提出)

第八条 第二条の規定による契約に係る融資を受けている者は、運輸省令で定めるところにより、当該事業に関する貸借対照表その他の書類を運輸大臣に提出しなければならない。

(金融機関の法令等の違反に対する措置)

第九条 政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又

は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 船舶建造融資補給及損失補償法（昭和十四年法律第七十一号）は、廃止する。

3 この法律の施行の際現に存する船舶建造融資補給及損失補償法第一条第一項の契約については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「小泉秀吉君登壇、拍手」

○小泉秀吉君 只今議題となりました外航船舶建造融資利子補給法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この法案は、一般金融機関による外航船舶の建造融資につきまして、政府が予算の範囲内において利子補給をいたし、その金利をおおむね年七分五厘、即ち財政資金に対する利率並みに引下げようとするものでありまして、これは第十三国会において本院が議決いたしました海運力復興促進に関する決議の趣旨に副うものであります。

次に、本法案に関する質疑の主なものにつきまして申し上げますと、その一は、「日本船舶の対外的競争力の強化は、本法案による程度の金利引下げだけでは不十分である。この点に關

する今後における基本的方向を示せ」との質疑でありました。これに対しまして政府当局は「財政資金による造船融資の金利の引下げ、船舶に対する固定資産税、事業税の課税方式及び船舶乗組員の定員に関する合理的改正、造船用鋼材価格の引下げ等につきまして努力中である」との答弁がありまして、

第二は、「造船融資について国の金融機関に対する損失補償制度を何故本法案に規定しないか」との質疑でありました。これに対しまして運輸大臣は、「損失補償の制度は効果的なものと考え、次の国会に所要の改正法案を提案し得るものと確信しておる」との答弁がありまして、第三は、

輸入船に対する政府の意見如何という質疑でありました。政府当局より「従来の輸入船は老朽船が多く、昨今にあつては輸入船にまで追いつかれておるものがあるような事態で、性能良好なものを除いて政府としてチエツクせざるを得ない」ということでありました。第四は、「来年度三十万トン新造船国策に要する資金措置に対する見通しはどうか」との質疑に対しまして、運輸大臣は「本年度五万トン貨物船の追加分を含め来年度所要の資金は五百二十七億円であるが、そのうち財政資金については二百五十億円乃至二百九十億円程度を確保したいと努めておる」との答弁がありまして、第五は、「本法案には利益配当の制限に関する勧告の

規定があるが、むしろ経費の濫費を抑制すべきではないか」との質疑でありました。運輸大臣は、「著しい経費の濫費については、本法案に規定する財務諸表の提出に関する規定の運用などによつて十分注意することにした」との答弁がありまして、

かくて討論に入りまして、各委員よりそれ／＼賛成意見と共に次のごとき要望意見が述べられました。即ちその一つは、優秀船を安く造り得る政策を更に推進すると共に、船腹拡充に並行して港湾施設を整備せよということ、第二は、現在のままでは来年八月には造船所の大型船台は全部遊ぶことになるから三十万トン計画の実現に努力せよということ、第三は、総合的な海運の基本政策を樹立して、日本船舶の対外競争力を増進する各般の措置を講ぜよ、又本法案による利子補給は未だ不十分であるから、金利利率を引下げると共に、融資に対する政府の損失補償制度を復活するよう、来国会に本法の改正案を提出するよう努力せよということでありました。

次に採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者起立）

○議長(佐藤武吉) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤武吉) 日程第六、中小漁業融資保証法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。水産委員長秋山俊一郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

中小漁業融資保証法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年十二月十七日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤武吉

中小漁業融資保証法案

中小漁業融資保証法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 漁業信用基金協会

第一節 通則(第三条・第九条)

第二節 会員(第十条・第十九条)

第三節 管理(第二十条・第四十四条)

第四節 設立(第四十五条・第五十二条)

第五節 解散及び清算(第五十三條・第六十四条)

第六節 監督(第六十五条・第六十九条)

第三章 中小漁業融資保証保険

第四章 罰則(第七十条・第七十一条)

附則(第七十二条・第七十三条)

昭和二十七年十二月二十二日 参議院會議録第十四号 中小漁業融資保証法案

第六節 監督(第六十五条・第六十九条)

第三章 中小漁業融資保証保険

第四章 罰則(第七十条・第七十一条)

附則(第七十二条・第七十三条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、且つ、その保証につき政府が保険を行う制度を確立し、もつて中小漁業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小漁業者」とは、左に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く)であつてその常時使用する従業員の数が三百人以下であり、且つ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第一条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう)の合計総トン数が千トン以下であるもの

この法律で「金融機関」とは、農

林中央金庫、水産業協同組合法

(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会(以下「信用漁業協同組合連合会」という)、銀行(日本銀行を除く)及び資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。

第二章 漁業信用基金協会

第一節 通則

(法人格)

第三条 漁業信用基金協会(以下「協会」という)は、法人とする。

(業務)

第四条 協会は、左に掲げる業務を行う。

一 左に掲げる資金の借入による金融機関に対する会員の債務の保証

イ 会員たる漁業協同組合がその組合員たる中小漁業者に対しその漁業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員たる中小漁業者がその漁業を営むために必要な資金

ハ イ及びロに掲げるものを除く外、会員たる水産業協同組合がその事業を行うために必要な資金

第七十七条第二項の規定により政府から委託を受けた業務

三 前二号の業務に附帯する業務

(区域)

第五条 協会の区域は、都道府県の区域による。但し、主務大臣が特に指定したものにあつては、その指定する二以上の都道府県の区域を包括した区域による。

(住所)

第六条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第七条 協会は、その名称中に「漁業信用基金協会」という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に「漁業信用基金協会」という文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 協会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

するもの及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする。

一 漁業協同組合

二 漁業生産組合

三 漁業協同組合連合会(信用漁業協同組合連合会を除く。次項第三号において同じ。)

四 一年を通じて九十日以上漁業を営む個人

五 第二条第一項第四号に掲げる者

2 第五条但書の規定により指定された区域をその区域とする協会にあつては、会員たる資格を有する者を、左に掲げる者であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するもの及び協会の区域の一部をその区域とする地方公共団体に限ることができる。

一 政令で定める漁業であつて定款で定めるもの(以下「特定漁業」という)を営む者を構成員の全部又は一部とする漁業協同組合

二 特定漁業を営む漁業協同組合及び漁業生産組合

三 前二号に掲げる者を構成員の全部又は一部とする漁業協同組合連合会

四 前項第四号及び第五号に掲げる者であつて特定漁業を営むもの

一八五

3 地方公共団体は、協会の会員にならうとするときは、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(出資)

第十一条 会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 前項の金額は、五万円を下つてはならない。

4 出資は、漁業権証券又は現金をもつて、出資の各口につきその全額を払いこむものとする。

5 会員は、出資の払込について、相殺をもつて協会に対抗することができない。

6 会員の責任は、その出資額を限度とする。

7 協会の出資の総額は、政令で定める金額を下つてはならない。

(持分の譲渡)

第十二条 会員は、協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

5 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有する者が協会に対し定

款で定める期間内に加入の申出をし、協会がこれを承諾したときは、第十五条の規定にかかわらず、相続開始の時に会員になつたものとみなす。この場合には、相続人たる会員は、被相続人の持分についてその権利義務を承継する。

6 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(議決権及び選挙権)

第十三条 会員は、出資一口につき一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、第三十一条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

(加入)

第十四条 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

第十五条 協会に加入しようとする者は、定款の定めるところにより、加入につき協会の承諾を得

て、引受出資口数に應ずる金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(脱退)

第十六条 会員は、左の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 破産

四 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、且つ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

4 会員は、事業年度の終において脱退することがある。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 協会が当該会員の債務を保証していること。

二 協会が当該会員に代つて債務を弁済したことにより取得した求償権を有すること。

三 協会が当該会員に対しその脱退を承認しない旨を通知したこと。

四 協会が保証契約を結んでいる金融機関が協会に対し当該会員の脱退に異議を申し出たこと。

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに協会に予告しなければならない。

3 協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の金融機関に対し、当該会員の脱退につき異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく(前項の規定による予告があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく)、催告しなければならない。但し、第一項第三号の通知をするときは、この限りではない。

4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

5 金融機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

(脱退者に対する払戻)

第十八条 会員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、

四 協会が保証契約を結んでいる金融機関が協会に対し当該会員の脱退に異議を申し出たこと。

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに協会に予告しなければならない。

3 協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の金融機関に対し、当該会員の脱退につき異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく(前項の規定による予告があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく)、催告しなければならない。但し、第一項第三号の通知をするときは、この限りではない。

4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

5 金融機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

(脱退者に対する払戻)

第十八条 会員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、

その出資額の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 会員が脱退した時に協会がその債務を保証しているとき、又は当該会員に代つて債務を弁済したことにより取得した求償権を有しているときは、協会は、その債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らかになるまで又は当該求償権に係る債務が完済されるまでは、定款の定めるところにより、その者に対し前項の払戻を停止することができる。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時(前項の規定により払戻を停止されたときは、払戻を請求することができるようになつた時)から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(出資口数の減少)

第十九条 会員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、前二条の規定を適用する。

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)

第二十条 協会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 事務所の所在地

六 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
 七 出資一口の金額及び払込の方法
 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
 九 準備金に関する規定
 十 役員の数、職務の分担並びに選挙及び委嘱に関する規定
 十一 事業年度
 十二 公告の方法
 (業務方法書に記載すべき事項)
 第二十一条 協会の業務方法書には、左の事項を記載しなければならない。
 一 被保証人の資格及び保証に係る借入金金の用途
 二 保証の範囲
 三 一被保証人についての保証の金額の最高限度
 四 保証の金額の合計額の最高限度
 五 保証に係る借入の期間の最高限度
 六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
 七 保証の申込及び承諾並びに保証契約の締結に関する事項
 八 保証債務の弁済の事由、弁済の時期その他保証債務の弁済に関する事項
 九 保証契約の変更に関する事項

十 中小漁業融資保証保険の担保に関する事項
 十一 求償権の消却に関する事項
 十二 違約金に関する事項
 十三 委託業務に関する準則
 (規約で定めることができる事項)
 第二十二條 左の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
 一 総会に関する規定
 二 業務の執行及び会計に関する規定
 三 役員に関する規定
 四 会員に関する規定
 五 その他必要な事項
 (役員の数)
 第二十三條 協会は、役員として理事及び監事を置く。
 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。
 (役員の数及び任期)
 第二十四條 役員は、定款の定めるところにより、左に掲げる者のうちから総会で選挙する。
 一 会員たる漁業協同組合若しくは漁業生産組合の理事若しくは組合員(准組合員を除く。)又は会員たる漁業協同組合連合会の理事
 二 会員たる漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)の代表者又は会員たる個人

三 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員
 2 役員は、無記名投票によつて行ふ。
 3 投票は、出資一口につき一票とする。
 4 前三項の規定により選挙される理事の外、協会は、定款の定めるところにより、金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。但し、その数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。
 5 設立当時の役員は、第一項及び前項本文の規定にかかわらず、創立総会で選挙し、又は委嘱する。
 (役員の数)
 第二十五條 役員は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。
 2 設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会で定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
 (役員の数及び任期)
 第二十六條 何人も、理事、監事及び協会の使用人のうち二以上を兼ねてはならない。
 (理事の自己契約等の禁止)
 第二十七條 協会が理事と契約をするときは、監事が協会を代表する。協会と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)
 第二十八條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
 2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
 第二十九條 会員が総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会招集の手続をとらなければならない。
 第三十條 理事の職務を行う者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
 (会員に対する通知又は催告)
 第三十一條 協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときはその場所)にあてれば足りる。
 2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
 3 総会招集の通知は、その会日の

十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。
 (定款その他の書類の備付及び閲覧)
 第三十二條 理事は、定款、業務方法書、規約及び総会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
 2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所
 二 加入の年月日
 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
 3 会員及び協会の債権者(協会が保証契約を結んでいる金融機関を含む。以下同じ。)は、第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。
 (決算関係書類の提出、備付及び閲覧)
 第三十三條 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。
 2 会員及び協会の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員解任の請求)

第三十四条 会員は、総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の連署をもつて、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反したことを理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第二十九条及び第三十条の規定を適用する。

5 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、総会の会日から一週間前までに、当該請求に係る役員に第三項の書面又はその旨を送付し、且つ、総会で弁明する機会を与えなければならない。(役員に関する民法の準用)

第三十五条 役員については、民法

(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)及び第五十九条(監事の職務)の規定を適用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第三十六条 協会は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所でその業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十八条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(支配人の職務)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を適用する。

第三十七条 会員は、総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の一週間前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその旨を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の決議事項)

第三十八条 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 規約の設定、変更及び廃止
- 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案
- 六 不動産の取得

2 定款又は業務方法書の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第五十条の規定を適用する。

(総会の議事)

第三十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わることができる。

(特別決議事項)

第四十条 左の事項は、総会員の半数以上で、且つ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 協会の解散又は合併
- 四 会員の除名

(総会に関する民法の準用)

第四十一条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を適用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第三十一条第三項」と読み替へるものとする。

(余剰金の運用)

第四十二条 協会は、左の方法以外の方法により、その余剰金を運用してはならない。

- 一 定款で定める金融機関への預金
- 二 国債証券、地方債証券又は定款で定める金融機関の発行する債券の保有

(業務の委託)

第四十三条 協会は、業務方法書で定めるところにより、その業務(債務の保証を除く)の一部を左に掲げる者に委託することができる。但し、第一号又は第四号に掲げる者に委託することができる業務は、保証債務の弁済により取得した求償権の行使(違約金の徴収を含む。)に関するもの及び第七十七条第二項の規定による委託に係るものに限る。

- 一 漁業協同組合
- 二 漁業協同組合連合会
- 三 金融機関
- 四 前三号に掲げる者を除く外、協会が適当と認める者

2 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第十条及び第八十七条の規定にかかわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

(準備金)

第四十四条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

第四節 設立

(発起人)

第四十五条 協会の設立するには、第十條第一項に掲げる者(地方公共団体を含む。)で協会の会員になろうとするもの十五人以上が発起人とならなければならない。

(設立準備会)

第四十六条 発起人は、あらかじめ、協会の区域及び会員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第四十七条 設立準備会では、前条

第一項の目論見書に定める会員たる資格を有する者であつて出席したもの(地方公共団体にあつては、その長又はこれを代理する補助機関たる職員、その他の法人にあつては、その代表者。第三項において同じ。)のうちから定款及び業務方法書の作成に当るべき者(以下「定款作成委員」という。)を選任し、且つ、区域、会員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、十五人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、前条第一項の目論見書に定める会員たる資格を有する者であつて出席したものの過半数の同意をもつて決する。

(創立総会)

第四十八条 定款作成委員が定款及び業務方法書を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこ

れを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 発起人及び協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受をしなければならぬ。

4 定款作成委員が作成した定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会では、前項の定款及び業務方法書を修正することができ。但し、区域、会員たる資格及び出資一口の金額に関する規定については、この限りでない。

6 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受をしたもの半数以上で、且つ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上となるものが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7 創立総会については、第十三条及び民法第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「出資」とあるのは、「引き受けた出資」と読み替へるものとする。

(設立の認可の申請)

第四十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第五十条 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われ、中小漁業の振興に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が法令又はこれに基く行政庁の処分と違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

三 区域及び会員資格を同じくする他の協会が既に設立されているとき。

(理事への事務の引渡)

第五十一条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による事務引渡を受けたときは、遅滞なく、第四十八条第三項の規定による出

資の引受をした者に対し、その出資の払込をさせなければならない。

(成立の時期)

第五十二条 協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

(解散事由)

第五十三条 協会は、左の事由によつて解散する。

一 総会の決議
二 協会の合併
三 協会の破産
四 第六十七条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、解散の決議の手續が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

(合併の手續)
第五十四条 協会が合併しようとするときは、総会で合併を議決しなければならない。

2 合併は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第五十条の規定を準用する。

第五十五条 協会は、合併の決議をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第五十六条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、協会の合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、協会は、当該債権につき、弁済をし、相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(新設合併の手續)
第五十七条 合併によつて協会を設立するには、各協会の総会が会員(地方公共団体にあつては、その長又はこれを代理する補助機関たる職員、その他の法人にあつては、その代表者)のうちから選任した設立委員が共同して定款及び業務方法書を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、理事にあつては第二十四条第一項及び第四項に規定する者のうちから、監事にあつては同条第一項に規定する者のうちから選任しなければならない。但し、同条第四項に規定する者のうちから選任される理事の数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十条の規定を準用する。

(合併の時期)

第五十八条 協会の合併は、合併後存続する協会又は合併によつて成立する協会がその主たる事務所の所在地でその登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第五十九条 合併後存続する協会又は合併によつて成立した協会は、合併によつて消滅した協会の権利義務(当該協会がその行ふ事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第六十条 協会が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。但し、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第六十一条 清算人は、就職の後速

滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第六十二条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを、各会員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により会員に分配することが出来る額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第六十三条 清算事務が終了したときは、清算人は、速滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の適用)

第六十四条 協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人等の報酬)、第三十五条ノ二十五

第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三十六条前段(清算人に関する事件の管轄)、第三十七条(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百八条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第六十条」と読み替へるものとする。

第六節 監督

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第六十五条 主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、協会又は協会から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することが出来る。但し、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

(業務又は会計状況の検査)

第六十六条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、主務大臣は、その協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 主務大臣は、協会又は受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その協会又は受託者の業務又は会計の状況を検査することが出来る。この場合には、前条但書の規定を準用する。

(法令等の違反に対する措置)

第六十七条 主務大臣は、第六十五条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行つた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その協会に対して、役員、理事、事業の停止、定款、業務方法書又は規約の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

2 協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、主務大臣は、その役員を解任し、又はその協会の解散を命ずることが出来る。

(議決、選挙又は当選の取消)

第六十八条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定

款、業務方法書若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から三十日以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことが出来る。

2 前項の規定は、創立総会の場合に準用する。

(主務大臣)

第六十九条 この章で「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣とする。但し、第六十五条及び第六十六条に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣が各、単独に行使用することを妨げない。

2 この章に規定する主務大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に行わせることが出来る。

第三章 中小漁業融資保証保険

(保険契約)

第七十条 政府は、会計年度の半期ごとに、協会を相手方として、その協会が第四条第一号に掲げる債務の保証をしたことを政府に通知することにより、その協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府とその協会との間

に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、協会が借入金につき保証をした金額を保険価額とし、協会が被保証人に代つてする借入金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 前項の一定の率は、地方公共団体が会員となつてゐる協会であつて政令で定めるものについては、百分の七十とし、その他の協会については、百分の五十とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした金額の総額は、各協会を通ずるその合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければならない。

(保険料)
第七十一条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)
第七十二条 政府が第七十条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、協会が被保証人に代つて弁済をした借入金の額から協会がその支払の請求をする時まで被保証人に對する求償権(弁済をした日以後の利息及び遅延損害の賠償に係る部分を除く。以下

同じ。)を行使して取得した額を控除した残額に、同条第三項の一定の率を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額は、協会が借入金の外利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、弁済をした借入金の額の総弁済額に對する割合を乗じて得た額とする。

(保険金支払の請求)
第七十三条 協会は、保険事故の発生の日から三月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後、前項の請求をすることができない。

3 政府は、特別の事由がある場合を除き、第一項の請求のあつた日から三十日以内に保険金を支払うものとする。

(保険金支払に伴う代位)
第七十四条 政府は、前条第一項の請求があつた場合において、保険金の全額を支払つたときは、協会がその請求をした時に有してゐた当該求償権について、第七十条第三項の一定の率の割合で協会に代位するものとし、当該求償権の効力及び担保として協会が有してゐた一切の権利を行うことができる。

(協会の求償)

第七十五条 協会は、第七十条第一項の保険関係が成立した保証に基づき被保証人に代つて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

(契約の解除等)

第七十六条 政府は、協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第七十条第一項の保険契約の条項に違反したときは、同項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて保険契約を解除することができ。

(業務の委託)

第七十七条 政府は、政令の定めるところにより、第七十条第一項の規定による通知の受理その他この章の規定に基く業務の一部を農林中央金庫に取り扱わせることができる。

2 政府は、第七十四条の規定による権利の行使の業務を当該協会に委託することができる。

3 前二項の場合において、その業務に従事する農林中央金庫又は協会の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の規定の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の管理)

第七十八条 この章に規定する政府の業務は、農林大臣が管理する。

2 農林大臣は、第七十条第一項の保険契約を締結しようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第七十九条 第六十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 協会又は受託者の代表者又は代理人、使用者その他の従業者がその協会の業務又は受託者の受託した業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その協会又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第八十条 左の場合には、協会の役員又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 この法律の規定に基き協会が行うことができる事業以外の事業をしたとき。

四 第十四条の規定に違反したとき。

五 第二十六条の規定に違反したとき。

六 第二十八条第一項、第二十九条又は第三十条の規定に違反したとき。

七 第三十二条又は第三十三条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第三十四条第四項若しくは第五項又は第三十七条第四項の規定に違反したとき。

九 第四十四条の規定に違反したとき。

十 第五十五条又は第五十六条第二項の規定に違反して協会を合併したとき。

十一 第六十一条又は第六十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第六十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十四条で準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第六十四条で準用する民法

第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第六十四條で準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第八十一條 第七條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第九号中「水産業協同組合」の下に、「漁業信用基金協会」を加える。

8 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第八号中「漁船再保険事業」の下に、「中小漁業融資保証事業」を加える。

4 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「協同組合」の下に、「漁業信用基金協会」を加え、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 中小漁業融資保証保険に関する事務を処理すること。

第四條第二号中「協同組合」の下に、「漁業信用基金協会」を加え、同条中第八号及び第九号をそれぞれ第九号及び第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 中小漁業融資保証保険に関する事務を処理すること。

5 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)」の次に次のように加える。

ソ 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第 号)

6 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「漁船保険組合」の下に「漁業信用基金協会」を加える。

7 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合共済会」の下に「漁業信用基金協会」を、「水産業協同組合法」の下に「中小漁業融資保証法」を加える。

8 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ四の次に次の一号を加える。

九ノ五 漁業信用基金協会ノ発スル証書、帳簿

9 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「漁船保険中央会」の下に「漁業信用基金協会」を加える。

10 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「漁船保険中央会」の下に「漁業信用基金協会」を加える。

11 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「漁船保険組合」の下に「漁業信用基金協会」を加える。

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕

○秋山俊一郎君 只今議題となりました中小漁業融資保証法案の水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず提案理由を簡単に申し上げます。国民食糧のうち蛋白質給源として漁業が我が産業中重要な位置を占めていることは御承知の通りであります。この漁業中、水揚げにおいて六割乃至七割

を占め、漁業経営体中九割以上を占めている中小漁業については、漁業の成績が天然現象に左右されがちであること、その経営の零細性のために、従来からその金融難が叫ばれて参りましたことは申し上げるまでもありません。

そこで、この金融難を打開するために、先ず漁業者みずからの信用力を高める必要が有ります。このために、今回の漁業制度改革で交付されました漁業権証券又は現金による出資、地方公共団体の出資を基金として、原則として各都道府県を区域とする漁業信用基金協会を設立し、この協会が中小漁業に対する金融機関の融資を保証し、且つ国が協会の事業を支援する意味でその保証につき保険を行うこととして、以て中小漁業への融資を円滑にし、その振興を図ろうとするものであります。

次に本法案の主要な点であります。第一に、漁業信用基金協会は法人とし、原則として都道府県ごとに設立することになっております。第二に、協会の会員たる資格を有するものは、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、一年を通じて九十日以上漁業を営む個人、漁業を営む法人であつてその常時使用する従業員の数が三百人以下であり、且つその使用する漁船の合計総トン数が千トン以下であるもの、及び地方公共団体であります。第三に、協会は会員たる中小漁業者の漁業経営に必要な資金及び会員たる

漁業協同組合等の事業に必要な資金の借入れによる金融機関に対する債務を保証いたします。第四に、協会は税法上、民法上の公益法人と同様に、利益金の配当はいたしませんし、従つて法人税、所得税等は免除されることになつております。第五に、政府の行う保険事業については、別に提案してある中小漁業融資保証保険特別会計法による特別会計を設けて行うことになつております。

以上が本法案の提案理由の要旨であります。元来、本法案の精神は、去る昭和二十五年十二月十五日施行されました中小企業信用保険法の考え方と大体同様でありまして、同法の第三章に指定法人として指定してあります各都道府県の信用保証協会の融資保証を、更に国が中小企業信用保険特別会計によつて保険してありますのと、大同小異であります。

委員会におきましては、本法案に規定している業務内容、保険契約、保険料、保険金支払に伴う代位、業務委託等、その内容について詳細な質疑応答を重ねたのであります。更にこの融資保証の前提となる金融機関の融資の仕方、資金源、金利等につきましても密接不可分の関係がありますので、この二つの観点から、木下、玉柳、青山、松浦、千田、秋山の各委員と、水産庁、大蔵省阿当局との間に種々質疑応答が重ねられたのであります。その

質疑応答の主な点を簡単に申し上げますと、次の通りであります。

先ず第一に、「漁業信用基金協会は各都道府県にできるものであるが、その出資は全国的に見てどのくらいと踏んでおるか。又保証総額はどのくらいになる見込であるか。その保証総額のうち設備資金と運転資金との割合はどうか」との質問に対し、水産庁から、「全国の出資総額は大体二十億四程度と踏んでおる。保証は出資の五倍と考えておるので百億四くらいになると思う。このうち運転資金は七十億、設備資金は三十億四くらいである」というのであります。

第二に、「この種のものには、金利の上更に保証料が加わつて、借りるほうは相当重い負担をしなければならぬが、保証料はどの程度取るつもりか。又設備資金、運転資金の金利はどの程度になる予想であるか。これに対して、「保証料は保険料をも加えて七厘五毛にするつもりである。金利は、短期は二銭四厘、長期は二銭七厘四毛に落ち着けたいと考えて、目下長期のほうは、農林中金、長期信用銀行と交渉中である。この程度で話し合ひが付くとすれば、この金利に保証料を加算すると、短期資金は三銭一厘五毛即ち一割一分四厘九毛強となり、長期資金は三銭四厘九毛、即ち一割二分七厘七毛強ということになる」との答弁がありました。

第三に、「農林中金や長期信用銀行には政府の指導力が相当にきくと思われるが、一般市中銀行には必ずしもそれは行かない。大蔵当局は、全国的に、各銀行がこの保証融資の場合は一様に二銭四厘で貸出するよう指導する意思があるか」との問に対し、銀行局長から、「その方針で指導するつもりである」との答弁がありました。

次に第四点として、「各都道府県の信用漁業協同組合連合会は設立後日がまだ浅く、従つて甚だ微力であつて、政府としては、これが保護育成に努めなければならぬ段階にあるが、今回の保証融資の貸出には努めてこれを窓口とするこゝによつて援助の一助とすべきであると考えがどうか」との問に對しては、水産庁から「同感で、その方針で進む」旨の答へがありました。

第五に「現在の漁業経営は、資源の枯渇、不漁等によつて、かなり困難な状態であり、金融の面でもなか／＼銀行が貸出してくれないので、悲鳴をあげておるような状況であるが、更にその上にかような制度ができて、高い金利に苦しまなければならぬというのでは、中小漁民は容易に救われまいということになる。政府は金利を安くしてやる意味で補給金でも出す意思はないか。これに対して水産庁から「誠に御趣旨は御尤もであるし、我々も同様と考えておるので、四分程度補給する金額を来年度予算に要求しておる。今後

大蔵省と折衝するわけであるが、是非実現させたいつもりである」との答へがありました。以上質疑応答の主な点を申し上げましたが、なお詳細は速記録によつて御覧を願ひたいと思ひます。かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたが、玉柳委員から、本案に賛成であるが、次の附帯決議を付したい。即ち、政府は本案実施に當つては次の措置を講ずべきである。一、地方公共団体が協会の会員として出資するに當つては、その資金に充當するための起債を認めること。二、本案による融資に對しては政府はその利子補給の方途を講ずること、の附帯決議案が提出されました。続いて木下委員、千田委員より、いずれも運営に遺憾なきを期するよう希望を付して賛成の意見が述べられ、討論終結、採決の結果、全会一致、本法案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。続いて玉柳委員提出の附帯決議について諮りましたところ、これ又全会一致でその通り決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武) 日程第七、日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長徳川頼貞君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年十二月十七日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武
日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕
日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定
日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、それぞれ領域の間の民間航空運送を促進するために協定を締結することを希望し、
よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条
各締約国は、両締約国が、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約の原則及び規定で航空機の国際航空に適用されるものを、この協定で定める航空業務に適用することが出来る範囲内で、遵守することに同意する。

第二条
この協定の適用上、本文に別段の定めがある場合を除く外、
(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び運輸省の任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、アメリカ合衆国にあつては民間航空委員会及び民間航空委員会の任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、一方の締約国が、他方の締約国に対し、文書により、この協定の第四条に従つて特定の路線について指定した航空企業をいう。

(c) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d) 千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約第九十六条(a)、(b)、(c)及び(d)に掲げる定義は、この協定に適用する。

第三条

各締約国は、他方の締約国に対し、この協定の附表又はこの協定の第十六条に従つて修正され、若しくは変更される同附表の該当する項で定める路線(以下「特定路線」という。)における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開闢するために必要なこの協定で定める権利を許す。

第四条

(A) 協定業務は、この協定の第三条に基いて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。但し、次のことが行われた後でなければならぬ。

- 1 権利を許与された締約国が特定路線について又は二以上の航空企業を指定すること。

- 2 権利を許与する締約国が当該一又は二以上の航空企業に対し適当な運営許可を与えること。

この許可は、当該締約国が、本条(B)及び第九条の規定に従うことを条件として、不当に遅滞することなく与えなければならぬ。

(B) 権利を許与する締約国の航空当

局は、他方の締約国の各指定航空企業に対し、この協定で定める運営に従事することを許可する前に、当該航空当局が通常適用する法令に基づき、当該航空企業が資格を有する旨を立証することを要求することができる。

第五条

(A) 各締約国が指定する航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有するものとする。

- 1 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

- 2 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

- 3 国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積込及び積卸のため、当該特定路線についてこの協定の附表で定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

(B) 各締約国は、他方の締約国の航空機に対して、有償又は貸切でその領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む許可を与えない権利を有する。

第六条

各締約国は、差別的な慣行を防止し、及び待遇の平等を確保するため、次のとおり同意する。

(a) 各締約国は、その管理の下にある公共用の空港及びその他の施設

の使用については、他方の締約国の指定航空企業に公正且つ合理的な料金を課し、又は課することを許すことができる。但し、各締約国は、これらの料金が、類似の国際業務に従事する自国の航空機が当該空港及び施設の使用について支払う料金よりも高額のものであるべきではないことに同意する。

(b) 一方の締約国の領域内に他方の締約国若しくはその国民により又はそれらの名において持ち込まれる燃料、潤滑油、予備部品(組立予備部品を含む)、他の技術的な消耗品、正規の装備品及び航空機貯蔵品で、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を提供するに当つて使用することのみを目的とするものは、前記の一方の締約国の当局が設ける規制に服することを条件として、相互的に、すべての国税その他国が課する課徴金(関税及び検査手数料を含む)を免除される。

(c) 一方の締約国の指定航空企業の航空機上に他方の締約国の領域内で積載される燃料、潤滑油、予備部品(組立予備部品を含む)、他の技術的な消耗品、正規の装備品及び航空機貯蔵品で、協定業務のために使用されるものは、当該他方の締約国の当局が設ける規制に服することを条件として、相互的に、関税、消費税、検査手数料その他の国税その他国が課する課徴金を免除される。

(d) 特定路線において協定業務を運営することを許可された一方の締約国の指定航空企業の航空機上に積載している燃料、潤滑油、予備部品(組立予備部品を含む)、他の技術的な消耗品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、それらの物品が当該航空機により他方の締約国の領域内における飛行中に使用され、又は消費される場合にも、他方の締約国の領域への到着又はそこからの出発に際し、関税、検査手数料又はこれらに類似する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

一方の締約国が発給し、又は有効と認めた耐空証明書、技能証明書及び免許状で、なお効力を有するものは、特定路線における協定業務の運営に關しては、他方の締約国も、有効と認めなければならない。但し、その証明書又は免許状を発給し、又は有効と認めた要件は、国際民間航空条約に従つて設定される最低標準と同等又はそれ以上のものであることを要する。もつとも、各締約国は、自国の領域の上空の飛行に關しては、自国民に対して他方の国が与えた技能証明書及び免許状を認めることを拒否する権利を留保する。

(A) 一方の締約国の法令で、国際航空に従事する航空機の当該締約国

の領域への入国若しくはそこからの出国又は同領域内にある間の運航及び航行に關するものは、他方の締約国が指定した航空企業の航空機に適用されるものとし、また、前記の一方の締約国の領域への入国若しくはそこからの出国に當り、又は同領域内にある間、当該航空機によつて遵守されなければならない。

(B)

一方の締約国の法令で、航空機の旅客、乗組員又は貨物の当該締約国の領域への入国又はそこからの出国に關するもの、たとえば、入国、出国、移民、旅券、税関及び検疫に關する規制は、当該締約国の領域への入国若しくはそこからの出国に當り、又は同領域内にある間、他方の締約国が指定した航空企業の航空機の旅客、乗組員若しくは貨物によつて又はそれらの名において遵守されなければならない。

第九条

(A) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に屬していないと認めた場合には、当該航空企業が享有する若しくは享有すべきこの協定の第五条(A)に定める特権を与えず、若しくは取り消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に對

し必要と認める条件を課する権利を留保する。

(B) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業がこの協定の第八条に掲げる法令を遵守しなかつた場合又は当該航空企業若しくはそれを指定した政府がこの協定に基づく義務を履行しなかつた場合には、当該航空企業が前記の(A)に掲げる特権を行使することを停止する権利を留保する。但し、当該法令に更に違反することを防止するため又は安全上の理由により即時の停止を不可欠とする場合を除く外、前記の権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

第十条 両締約国の航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平且つ均等な機会を有する。

第十一条 一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国の指定航空企業が同一の路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

第十二条 この協定に基いて公衆の用に供せられる協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならず、また、当該協定業務を

提供する航空企業の国籍の属する国と運輸の最終目的地たる国との間の運輸の需要に適合する運送力を供給することを第一次の目的としなければならない。協定業務において第三国へ向けた又は第三国から来る国際運輸の対象たる貨客を特定路線上の一又は二以上の地点で積み込み、又は積み卸す権利は、両締約国が同意する秩序ある発展の一般原則に従つて行使されなければならない。また、輸送力が次のものに開通すべきであるという一般原則に従わなければならない。

(a) 当該航空企業の国籍の属する国と運輸の最終目的地たる国との間の運輸上の要求
(b) 直通航空路運送の要求
(c) 当該航空企業の路線が通過する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸上の要求

第十三条 (A) 以下の諸項に従つて決定される運賃は、すべての関係要素、たとえば、運賃費、合理的な利潤、他の航空企業が定める運賃及び各業務の特性に充分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。
(B) 一方の締約国の航空企業が附表に掲げる日本国の領域内の地点と合衆国の領域内の地点との間に適用する運賃は、この協定の規定に従つて、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。当該航空当局は、法律上の権限の範囲内でこの協定に基づく義務に従つて行動しなければならない。

(C) 一方の締約国の一又は二以上の航空企業が定めようとする運賃の表は、両締約国の航空当局に対し、当該運賃の適用を開始しようとする日の少なくとも三十日前に提出しなければならない。但し、この三十日の期間は、特定の場合において、両締約国の航空当局が同意したときは、短縮することができる。

(D) 合衆国の民間航空委員会は、千九百五十二年七月一日から起算して三年間、国際航空運送協会(以下「IATA」といふ)の運輸会議を承認しているもので、この期間及び民間航空委員会が同様にこの会議を承認するその後の期間中にこの会議を通じて締結される運賃協定で合衆国の航空企業に關係するものは、民間航空委員会の認可を受けるものとする。この会議を通じて締結された運賃協定は、また、前記の(B)に掲げる原則に従い、日本国の航空当局の認可を受け、日本国の要求を要することがあるものとする。
(E) 締約国は、次の場合には、本条(F)、(G)及び(H)に掲げる手続を適用することに同意する。

1 民間航空委員会がIATAの運輸会議を承認している期間中において、一方の締約国が相当の期間内に特定の運賃協定を認可しなかつた場合又はIATAの運輸会議が運賃について協定することができなかつた場合
2 何時たるを問はず、当該運賃についてIATAの運輸会議が関係しない場合
3 何時たるを問はず、一方の締約国がIATAの運輸会議のうち本条に關係がある部分についての自国の承認を取り消した場合又は更新しなかつた場合

(F) 現在民間航空委員会が人及び物の合衆国内における航空運送の運賃について措置を執る権限を与えられていると同様に、合衆国の航空当局が人及び物の国際業務における航空運送の公正且つ経済的な運賃を決定し、及び航空企業が定めようとする運賃の適用を停止する権限を法律により与えられた場合において、各締約国のいずれかの航空企業が一方の締約国の領域内から他方の締約国の領域内の一又は二以上の地点に至る業務について定めようとする運賃に關し、当該運賃を定めようとする一又は二以上の航空企業の属する締約国の航空当局が当該運賃を公正又は経済的でないと思ふときは、各締約国は、当該運賃の適用を阻止するようその権限を行使しなければならない。一方の締約国が、前記の(C)に掲げる通告を受けた場合において、他方の締約国の一又は二以上の航空企業が定めようとする運賃を適當でないと思ふときは、前記の(C)に掲げる三十日の期間中の最初の十五日が経過する前に、他方の締約国にその旨を通告しなければならない。両締約国は、適當な運賃につき合意が成立するように努めなければならない。

その合意が成立したときは、各締約国は、自国の一又は二以上の航空企業に關し当該運賃が適用されるように最善の努力をするものとする。

(G) 合衆国の航空当局が法律により前記の権限を与えられる時前に、一方の締約国が、いづれかの締約国の一又は二以上の航空企業が一方の締約国の領域内から他方の締約国の領域内の一又は二以上の地点に至る業務について定めようとする運賃を適當でないと思ふときは、前記の(C)に掲げる三十日の期間中の最初の十五日が経過

する前に、他方の締約国にその旨を通告しなければならず、同締約国は、適当な運賃につき合意が成立するように努めなければならない。

その合意が成立したときは、各締約国は、自国の一又は二以上の航空企業に対し合意された運賃を適用させるように最善の努力をするものとする。

その合意が前記の三十日の期間内に成立しなかつたときは、運賃につき異議を申し立てる締約国は、その異議がある運賃による当該業務の開始又は継続を阻止するために必要と認める措置を執ることが出来るものとする。

(H) 前記の(F)及び(G)に該当する場合において、一方の締約国が他方の締約国の一又は二以上の航空企業の定めようとする又は現行の運賃に関して異議を申し立てたことにより協議が開始された後相當の期間内に同締約国の航空当局が運賃の運賃について合意することができなかつたときは、いづれかの締約国の要請に基いて、同締約国は、勧告的報告を求めたため民間航空機関にこの問題を付託しなければならない。各締約国は、その勧告的報告で表明された意見を実行するため、その行使することが出来る権限の範囲内で最善の努力をするものとする。

第十四条 同締約国の航空当局がこの協定の

実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期にしばしば協議することは、同締約国の意思である。

第十五条

(A) この協定に別段の定めがある場合を除く外、この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争が協議によつて解決することができないものは、勧告的報告を求めるため、各締約国が指定する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に付託しなければならない。但し、第三の仲裁委員は、いづれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国に送付した日から二箇月以内に一人の仲裁委員を指定しなければならない。第三の仲裁委員については、その二箇月の期間が経過した後一箇月以内に合意されなければならない。

一方の締約国が二箇月以内に自国の仲裁委員を指定しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について前記の期間内に合意されなかつたときは、国際司法裁判所長に対し、当該仲裁委員を選定して必要な任命を行うよう要請しなければならない。

(B) 締約国は、前記の勧告的報告で表明された意見を実行するため、

その行使することが出来る権限の範囲内で最善の努力をするものとする。仲裁裁判所の経費は、各当事者が折半して負担しなければならない。

第十六条

(A) いずれの一方の締約国も、この協定の附表を修正することが望ましいと認めた場合には、同締約国の航空当局の間の協議を要請することが出来る。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。同締約国の航空当局が新たな附表又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する同締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

(B) 一方の締約国が特定路線に加え

た変更は、当該締約国の航空企業が他方の締約国の領域内において航空業務を運営する地点に加えた変更である場合を除く外、附表の修正と認めてはならない。よつて、いづれかの一方の締約国の航空当局も、一方的に前記の変更を行うことが出来る。但し、他方の締約国の航空当局に対し、遅滞なくその変更を通告しなければならない。

当該他方の締約国が、この協定の第十二条に定める原則を考慮して、自国の一又は二以上の航空企業の利益が前記の通告をした締約

国の一又は二以上の航空企業による自国の領域と第三国の領域内の新たな地点との間における貨客の運送によつて害されると認めたとときは、同締約国は、満足すべき合意が成立するように協議しなければならない。

(C) いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他

方の締約国との協議を要請することが出来る。この協議は、その要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。

第十七条

同締約国が受諾する一般的な多数国間の航空運送条約が効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十八条

いづれかの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することが出来る。その通告は、国際民間航空機関に対しても同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受領した日の後一年で終了するものとする。但し、締約国間の合意により当該通告が前記の一年の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。他方の締約国が通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当該通告を

受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びそれに関連するすべての契約並びに第十六条に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第二十条

この協定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。

以上の証として、下名は、各自の政府より正当の委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十二年八月十一日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎 勝 男

アメリカ合衆国のために

ロバート・マクフィー

附表

日本国政府によつて指定された一又は二以上の航空企業は、この項に定める各航空路線において、中間地点を経由して両方向に航空業務を運営し、及びこの項に定めるアメリカ合衆国内の地点に定期の着陸を行う権利を与えられる。

1 日本国から中部太平洋における中間地点を経てホノルル及びサ

2 日本国から北太平洋及びカナダにおける中間地点を経てシアトルへ

3 日本国から沖繩へ(注)

アメリカ合衆国政府によつて指定

された一又は二以上の航空企業は、この項に定める各航空路線において、中間地点を経由して両方向に航空業務を運営し、及びこの項に定める日本国内の地点に定期の着陸を行う権利を与えられる。

1 合衆国(アラスカを含む)からカナダ、アラスカ及び千島列島における中間地点を経て東京へ、並びに以遠

2 合衆国(その属領を含む)から中部太平洋における中間地点を経て東京へ、並びに以遠

3 沖繩から東京へ(注)
特定路線上の地点は、いずれかの又はすべての飛行に當つて、指定航空企業の選択により省略することができる。

注 これらの路線を許与するに當り、各締約国は、アメリカ合衆国が沖繩に対する行政、立法及び司法上の権力を行使している根拠たる千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第三二条の規定を了知するものである。

〔徳川頼貞君登壇、拍手〕

○徳川頼貞君 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府側の説明によりますと、我が国は、平和条約第十三条(a)の規定によつて、連合国の要請があつた場合に、当該連合国との間に国際民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を開始することとなつておりますが、この条項に基き、アメリカ合衆国から協定締結の交渉を開始する意思が示されたので、交渉のち、本年八月十一日、本協定の署名が行われたのであります。

この協定は、日米兩國間の民間航空運送の促進を目的とし、本文二十三条の中において各締約国の航空企業が航空業務を運営する上の手続及び条件を双務的基礎において定めると共に、条約附屬の附表においてその業務を運営する路線を定めております。又この協定の形式は、一九四七年に成立した国際民間航空条約と共に採択されたシカゴ標準形式といわれる二国間協定の離型、及びこれに沿つて締結された米英間におけるいわゆるバーミニデー協定に從つたものであります。

連合国は平和条約第十三条(b)に基き、我が国との民間航空運送協定が締結せられるまで、平和条約の効力発生後四年間は我が国において航空業務を運営する一方的特権を享有してあります。

す。従つて我が国は、この協定の締結により、アメリカ合衆国との関係において、この片務的狀態を解消し、平等の立場で協定の附表に定める路線における定期民間航空業務を開設し且つ運営することができるようであります。

この協定は第二十条により両締約国がそれらの国内法の手続に從つて同協定を承認したのちに効力を生ずることとなつております。

外務委員会は、十二月十六日、十八日、十九日の三日に亘つて審議を行いました。その際、行われました質疑応答の主な点を挙げますと、次の通りであります。

先ず日米間の双務的立場についてであります。協定第十一条は、相手国の航空企業の利益を考慮すべき旨を規定してあるが、これは機会均等の原則の上に立つてのことであるから、すでに開設された米國側の路線に我が国から新たに就航する際、米國としては何ら不当な不利益をこうむることにはならないこと、又第十二条の輸送力に関しても、我が国が需要ありとの独自の見解をとれば、相手国は何ら反対を提出することはできない旨の答弁がございまして、次に、附表中、日本国—沖繩間を兩國の路線に載せ、且つ沖繩に対する米國の一方的管理権を了知する旨の註を付したことは、我が国の主権を主張するの不利ではないかと質疑に對しましては、兩國平等の地步で規定したものである旨の答弁がございまして、

又政府側の答弁より明らかにしました二、三の点を附加しますと、その第一点は、國際路線の開設計画として、本年度はサンフランシスコまで、釜山まで、台北まで及びカラチまでとし、來年度はサンフランシスコまでの路線を南米まで、カラチまでの路線をロンドンまで拡張し、再來年度はマニラ、サイゴン、シンガポール、ジャカルタまでの路線、及び北迴り線としてシアトルまでの路線を予定していること。第二点は、國際路線に就航する我が国の会社は二社とする方針であること。第三点は、英國、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、フランス、カナダともこの協定と同様の協定締結について交渉中であり、特に英國、オランダとは近く交渉が成立する見通しであること。第四点は、國際民間航空機關との關係については、第一条において國際民間航空条約の規定を双務的に遵守すべきことを定めていること。第五点は、國際航空運送協會への加入にはさしたる困難は認められないこと等でありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第八より第十までの請願及び日程第九十四、第九十五の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長竹下豐次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
〔竹下豐次君登壇、拍手〕
○竹下豐次君 日程第八、元軍人恩給復活に関する請願(四十一件)、日程第九、元軍人未亡人に扶助料支給に関する請願、日程第十、北海道土士幌村の開墾等に関する請願、並びに日程第九十四、元軍人恩給復活に関する陳情(五件)、日程第九十五、開拓地の予備隊演習地利用に関する陳情を、便宜一括しまして、内閣委員会におけるこれが請願並びに陳情の審議の結果を御報告いたします。

かくして十二月十九日質疑を打ち切り、討論を行いましたところ、曾根、杉原両委員より、我が国の航空政策を確立すべきこと、沖繩の路線については着処すべきこと、又相互主義の運用に徴すべきこと等の要望を付して賛成の意見が述べられ、次いで採決を行いましたところ、全会一致を以て本件を承認すべきものと決定いたしました。

日程第八の元軍人恩給復活に関する請願、これは四十一件ございまして、各請願個々の要望の間には多少の差異はございまして、結局すると、元軍人の恩給は現在にお停止されておるが、議和条約発効の日から復活するよう取計らわれないというのに帰するのであります。

又、日程第九の元軍人未亡人に扶助料支給に関する請願も、結局右に述べました日程第八の請願と同様の趣旨のものであります。即ち、元軍人未亡人の扶助料は、元軍人の恩給が現在なお停止されておる関係上、これ又停止されておるのであるが、議和条約の発効の日から復活するよう措置を講ぜられたいという趣旨のものでございまして。

次に、日程第十の北海道土幌村の開港に関する請願の要旨は、同村は一万五千町歩の農耕地を有しながら、自然的条件が悪いので、現在耕作しておる農地は六千五百町歩に過ぎない、残る二分の一以上の土地は荒地地として眠つておるのであるから、多年懸案となつておる居辺無水地帯の開港促進、糖平発電所工事の早期着工、上川十勝三股間鉄道の完成等の実現を図られたいというのであります。

日程第九十四の元軍人恩給復活に関する陳情(五件)の要旨は、先に御説明いたしました日程第八の請願と全く同一趣旨のものでありますから、その説明を省略いたします。

最後に、日程第九十五の開拓地の予備隊演習地利用に関する陳情の要旨

は、陳情者は北海道旭川市の居住者であります。その開拓した開拓地を安隊の演習地とすることを望まず、現在通りの営農を強く希望する、若し止むを得ない事情で演習地とする場合には、再起に際せられるような補償を確保すると共に、演習地となる開拓地に匹敵する農地を要求するというのであります。

内閣委員会におきましては、以上述べました請願及び陳情を審査いたしました結果、日程第八、日程第九、日程第十の請願、並びに日程第九十四、日程第九十五の陳情は、いずれもこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上を以て報告を終わります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第十一より第三十三までの請願及び日程第九十六より第三十三までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員長若木勝蔵君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔若木勝蔵君登壇、拍手〕

○若木勝蔵君 只今議題となりました請願第七十七号はか二十九件、陳情第七十二号はか七件につきまして、文部委員会における審査の経過並びに結果の要を御報告申し上げます。

請願第三百十八号はか一件、陳情第三百三十四号はか一件は、それ〴〵六三制学校舎整備費、老朽危険校舎改築費、六三制施設の応急最低基準を、小学校〇・九坪、中学校一・二六坪に引上げる等に関する国庫補助の用途を講ぜられたいというのであります。

請願第八百二十九号はか二件、陳情第二百二十一号は、学校給食に対する国庫補助の増額或いは学校給食法制定を要望しておるものであります。

次に請願第三百四十四号はか十一件は、高等学校定時制教育振興に関するものであります。これらはそれ〴〵定時制分校設備費の国庫補助、定時制教員給国庫補助の復活、定時制課程のモデル・スクール設置、定時制分校に對して産業教育振興法による設備充実を優先適用とすること、或いは高等学

校定時制教育振興法の制定等を要望しておるものであります。

次に、請願第六百五十九号、陳情第七十号は、それ〴〵中学校における

産業教育の重要性に鑑み、産業教育振興法による国庫補助を中学校に對し大幅に増額されたい。又産業教育振興の国庫補助率を、現在の三分の一であるのを二分の一程度に引上げるよう要望しておるものであります。

請願第二百三十三号及び第七百六十九号は、市町村教育委員会設置によつて必要とされるに至つた経費は全額国庫負担とせられたいというものであります。

次に請願第七十七号及び第三百三十三号は、大坂外国語大学に産業貿易研究部の設置を、又請願第三百四十四号は、同大学インド語学科にヒンディー語講座を増設されたいというものであります。請願第五百三十四号は、国立大学の美術講座を実験講座並みの扱いにして、経費を増額して欲しいというものであります。

請願第八百四十四号及び陳情第二百二十八号は、国立大学附屬学校経費の増額を、又陳情第二百二十二号は、罹災後三年になる滋賀工業大学の校舎復旧促進を要望しておるものであります。

次に請願第二百三十四号は、図書館及び公民館建築費の国庫補助を、又請願第二百三十九号は学校保健に関する単独法の制定を、請願第六百五十五号は義務教育費の全額国庫負担を、又請願第六百七十三号は幼稚園教員の待遇改善をそれ〴〵要望しておるものであります。

請願第八百三十二号は、既得権者保護に對しては三年間の実務による在職年数を必要としないうで、養護教諭二級普通免許状を下付されるよう取計ら

つて欲しいというものであります。

次に陳情第二百四十六号は、特殊部落の名の下に多数の同胞が不当な差別を受けておる現状に鑑み、徹底的な同和教育を推進されたいというものであります。又陳情第二百五十二号は、青少年の指導、育成、保護及び矯正のため等に予算を大幅に計上して積極的な対策を講じられたいというものであります。

以上の諸件につきまして、本委員会はその趣旨内容を詳細に審議し、検討いたしました結果、おおむね願意を認め、これを院議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第三十四より第三十八までの請願、日程第四より第六六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事竹中七郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔竹中七郎君登壇、拍手〕

○竹中七郎君 只今議題となりました請願五件及び陳情四件について、通商産業委員会におきます審査の結果を御報告申し上げます。

請願第七百二十八号及び陳情第七十五号は、産金対策の確立、金鉱山の助成に関するものでありまして、金鉱山の窮状はますます深刻化しておるもので、それを打開するために、政府買上価格の引上げ、加工用金の使用制限緩和、探鉱奨励金の増額等の適切な助成策を講ぜられたいとの趣旨であります。

請願第八百八十六号は、島根県江津町にある元大砲陸軍進兵庫石見製造所は、すでに賠償指定を解除せられ、その施設は保存されており、即時活用し得る態勢にあるから、県下中小機械工業振興のために同製造所を再開されたいとの趣旨であります。

次に、請願第八百八十五号、第九百六十三号及び陳情第二百号、第二百五十一号について申し上げます。これらはいずれも中小企業への年末金融対策に關し、政府の積極的努力を要請しているものでありまして、政府資金を大量に中小企業金融機関に導入すること、信用保証制度の活用と保険法の改正、信用保証協会の強化等を主たる要請事項とするものであります。

次に電力関係の請願及び陳情について申し上げます。請願第五十号、電気工事従業者の技能検定制定制度に關する請願、これは電気工事者に対し、不良工事に起因する多くの電気工事、殊に火災の増加は放任できず、これを防止するため検定制度を設立してもらいたいとの趣旨でございます。

次に陳情第八百八十一号、電気設備工事費負担に關する陳情であります。これは電燈並びに電力の設備申込に對しては、工事費の全額又は多額の金額を需要者に対して負担せしめ、その所有権は会社に帰属せしめ得ることになつておるものであります。この供給規程は不合理であるから全面的に改善せられたいとの趣旨でございます。

以上請願五件、陳情四件は、慎重審議の結果、願意はおおむね妥当なものであり、採択し、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三十九号より第九十三号までの請願及び日程第七百七十一号第六百七十六号までの陳情を一括

して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。建設委員長下條恭兵君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔下條恭兵君登壇、拍手〕

○下條恭兵君 只今議題となりました日程第三十九号から九十三号までの請願五十八件及び日程第七百七十一号から第七百七十六号までの陳情二十件について、建設委員会の審査の結果を報告いたします。これらの請願陳情のうち、河川に関するものは十二件でありまして、治水事業の促進のため、事業費の増額、維持費の設定等を要請するもののほか、東北地方の諸河川、北上川を初め五河川の改修工事の促進を請願するものであります。

又砂防に關するもの三十七件は、福島県下諸河川の砂防工事に対する国庫補助の増額、東北地方及び新潟県下の地這り対策、魚野川砂防工事の促進を要請するもののほか、岡山県下三十二河川に對する砂防工事の施行促進に關するものであります。

道路に關するもの二十件は、道路費予算の増額、道路補修費国庫補助統制に關するもののほか、宮城県下国道第四号線を初め、各地方の道路改修工事の施行、橋梁の架設等に關するものであります。

又、災害復旧に關しては、事業の促進強化、早期完成のために、諸般の施策を要請するものであります。

次に住宅に關するものとしては、大坂市の住宅建設に關して各種の方策の陳情のほか、給与住宅建設の促進、産業労働者住宅建設資金融資に關する立法並びに予算措置に關する陳情であります。

これらのほか、都市計画の促進に關するもの、工業用水建設のための法制化と助成に關するもの、戦災復興事業促進のため各種の措置を陳情するものであります。

以上の諸件は、いずれも国土の保全、交通の発達、住宅の建設、又は都市の復興建設等に關するものでありまして、委員会においては、願意おおむね妥当なものととして、これを院議に付し、内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合によりこれにて暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後六時四十分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。鈴木安孝君から弾劾裁判所裁判員を辞任いたしたいという申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、この際、日程に追加して、弾劾裁判所裁判員の選舉を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○安井謙君 只今の弾劾裁判所裁判員の選舉は、成規の手續を省略いたしました。議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○高橋道男君 只今の安井君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 安井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は弾劾裁判所裁判員に小野義夫君を指名いたします。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、会期延長の件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十七年十二月二十二日 参議院會議録第十四号 会期延長の件

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと思
めます。衆議院議長から、国会の会期
を明年三月三十一日まで九十九日間延
長することの協議を求められました。
よつて議長は、会期延長について議院
運営委員会に諮りましたところ、本院
といたしましては、国会の会期を本月
二十四日まで二日間延長すべきである
との決定がございました。議院運営委
員会決定の通り、国会の会期を本月二
十四日まで二日間延長することに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま
す。よつて会期は本月二十四日まで二
日間延長することに決しました。
次会の議事日程は決定次第公報を以
つて御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時七分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、日程第一 町村の警察維持に關
する責任転移の時期の特例に關す
る法律案
- 一、日程第二 てん菜生産振興臨時
措置法案
- 一、日程第三 戦傷病者戦没者遺族
等援護法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 船員保険法の一部を
改正する法律案
- 一、日程第五 外航船舶建造融資利
子補給法案
- 一、日程第六 中小漁業融資保証法
案
- 一、日程第七 日本国とアメリカ合
衆国との間の民間航空運送協定の
締結について承認を求めるの件
- 一、日程第八乃至第十の諸願

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

- 議員
- 伊達源一郎君 館 哲二君
 - 竹下 豊次君 高橋龍太郎君
 - 高橋 道男君 高田 寛君
 - 高木 正夫君 新谷寅三郎君
 - 島村 軍次君 西郷吉之助君
 - 杉山 昌作君 楠見 義男君
 - 木下 辰雄君 河井 彌八君
 - 片柳 眞吉君 柏木 康治君
 - 加賀 操君 小野 哲君
 - 尾崎 行雄君 奥 むめお君
 - 岡本 愛祐君 岡部 常君
 - 梅原 眞隆君 井上なつゑ君
 - 伊藤 保平君 石黒 忠篤君
 - 赤木 正雄君 結城 安次君
 - 山本 勇造君 村上 義一君
 - 森 八三三君 宮城タマヨ君
 - 三浦 辰雄君 瀧口 三郎君
 - 前田 穰君 堀越 儀郎君
 - 藤森 眞治君 藤野 繁雄君

- 早川 慎一君 波多野林一君
- 野田 俊作君 中山 福蔵君
- 徳川 宗敬君 田村 文吉君
- 高良 とみ君 小林 政夫君
- 小宮山常吉君 大矢半次郎君
- 郡 祐一君 廣瀬興兵衛君
- 松平 勇雄君 岡田 信次君
- 加藤 武徳君 城 義臣君
- 植竹 春彦君 古池 恒三君
- 小杉 繁安君 青山 正一君
- 木村 守江君 西山 龜七君
- 大谷 豊清君 一松 政二君
- 深水 六郎君 仁田 竹一君
- 草葉 隆圓君 徳川 頼貞君
- 左藤 義詮君 大島 定吉君
- 黒田 英雄君 小林 英三君
- 中川 以良君 川村 松助君
- 寺尾 豊君 小串 清一君
- 重宗 雄三君 入交 太蔵君
- 宮田 重文君 西川甚五郎君
- 宮本 邦彦君 堂森 芳夫君
- 杉原 荒太君 平井 太郎君
- 松本 昇君 秋山俊一郎君
- 石村 幸作君 小泉 秀吉君
- 長谷山行教君 高橋進太郎君
- 滝井治三郎君 カニエ邦彦君
- 安井 謙君 平林 太一君
- 長島 銀蔵君 平沼太郎君
- 小瀧 彬君 上原 正吉君
- 東 隆君 園 伊能君
- 溝淵 幸次君 池田宇右衛門君
- 愛知 揆一君 鈴木 恭一君
- 中村 正雄君 北村 一男君
- 小野 義夫君 白波瀬米吉君
- 岩沢 忠恭君 石原幹市郎君
- 赤松 常子君 松浦 清一君
- 大屋 晋三君 泉山 三六君
- 黒川 武雄君 横尾 龍君

- 石坂 豊一君 中川 幸平君
- 九鬼紋十郎君 片岡 文重君
- 河崎 ナツ君 成瀬 暢治君
- 重盛 壽治君 清澤 俊英君
- 江田 三郎君 島 清君
- 小酒井義男君 梅津 錦一君
- 佐多 忠隆君 田中 一君
- 下條 恭兵君 高田なほ子君
- 三輪 貞治君 小林 亦治君
- 松永 義雄君 加藤シヅエ君
- 吉川末次郎君 若木 勝蔵君
- 椿 繁夫君 荒木正三郎君
- 原 虎一君 村尾 重雄君
- 岩崎正三郎君 矢嶋 三義君
- 羽生 三七君 三橋八次郎君
- 相馬 助治君 永井純一郎君
- 曾根 益君 菊川 孝夫君
- 千葉 信君 藤原 道子君
- 門田 定蔵君 上條 愛一君
- 山下 義信君 小笠原三男君
- 金子 洋文君 栗山 良夫君
- 内村 清次君 須藤 五郎君
- 岩間 正男君 水橋 康作君
- 木村龍八郎君 堀 眞琴君
- 鈴木 清一君 竹中 七郎君
- 千田 正君 大山 郁夫君
- 菊田 七平君 小川 久義君
- 前之園喜一郎君 駒井 藤平君
- 三好 始君 堀本 鏡三君
- 林屋龜次郎君 木内 四郎君
- 鈴木 強平君 油井賢太郎君
- 一松 定吉君 櫻内 辰郎君
- 石川 清一君 吉田 法晴君
- 栗栖 越夫君 稻垣平太郎君
- 西田 隆男君 松浦 定義君
- 山崎 恒君 鬼丸 義齊君
- 有馬 英二君 木内キヤウ君
- 谷口弥三郎君 大隈 信幸君

- 政府委員
- 国家地方警 斎藤 昇君
 - 国家本部長官 柴田 達夫君
 - 国家地方警察 本部事務部長 中村 幸八君
 - 外務政務次官 越智 茂君
 - 厚生政務次官 久下 勝次君
 - 厚生省保険局長 松浦 東介君
 - 農林政務次官 松浦 東介君

- 境野 清雄君 岩木 哲夫君
- 岩男 仁蔵君 松原 一彦君
- 深川榮左エ門君
- 國務大臣
- 法務大臣 犬養 健君
- 外務大臣 岡崎 勝男君
- 運輸大臣 石井光次郎君
- 国務大臣 大野木秀次郎君

参議院會議録第十一号正誤

頁 段 行

最近では七
グラム、極
く最近では
七グラム、
極く最近に
なりすす

定価 一部

十 円

発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(東京局)